

チエックシート

紛失・事故防止のため、必ず下記事項の確認をしてください

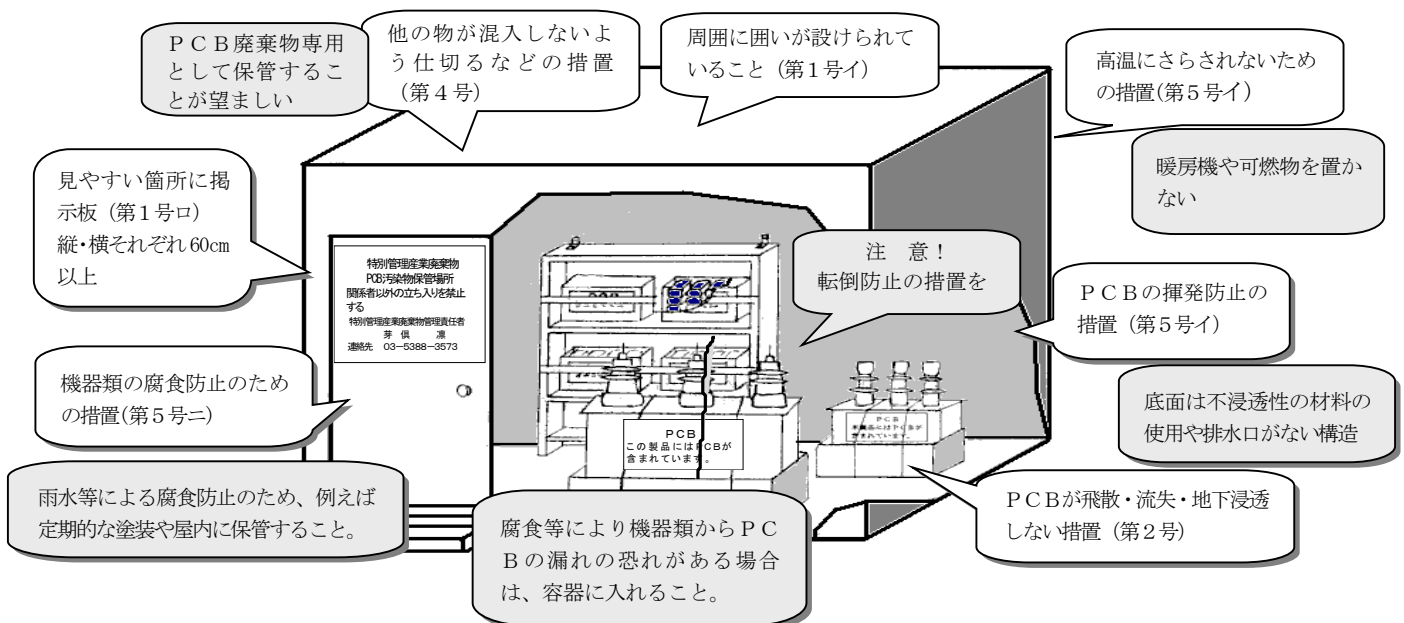
記入事項等のチェック

- 令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の保管状況を記載しましたか。
- 令和7年度末まで同じ事業所で保管を継続していた場合は、第1面①（年度末）に保管状況を記載しましたか。
- 「廃棄物の種類」欄は、PCB廃棄物の種類を確認して記載しましたか。

保管状況のチェック（下図参照）

- 保管しているPCB廃棄物の種類や台数を改めて現場で確認しましたか。
 - 見やすい箇所に掲示板（縦・横60cm以上）を設置していますか。
 - 特別管理産業廃棄物管理責任者に変更がありませんか。掲示板に責任者氏名が表示されていますか。
 - 保管場所の周囲に囲いを設置していますか。
 - PCBの飛散流出・地下浸透防止措置、雨水等による機器の腐食防止措置がなされていますか。
 - 暖房機等により、PCB廃棄物が高温になる場所に保管されていませんか。
 - PCB廃棄物が他の物と混在しないよう、仕切り等で区分されていますか。
 - 機器にPCBの表示をしていますか。
 - 機器が腐食し、液漏れやにじみ出しがありませんか。
- ⇒ **ある場合** 液漏れやにじみ出し部分をウエス等で拭き取り、ウエス等を保管容器に入れましたか。
- ⇒ **ある場合** 液漏れやにじみ出し防止措置を講じ、機器を保管容器に収納しましたか。

PCB廃棄物の保管例



PCB廃棄物の種類

廃棄物の種類	種類の例示等	廃棄物の種類	種類の例示等
1 変圧器 (トランス)	高圧変圧器、特別高圧トランス	14 ネオン変圧器 (ネオントランス)	ネオンサイン用のトランス
2 柱上変圧器 (柱上トランス)	微量PCB混入柱上変圧器	15 その他電気機械器具	上記のいずれにも該当しない機器。()内に具体的に記述してください。
3 計器用変成器	計器用変成器、変成器、変流器、計器用変圧器、PT	16 OF ケーブル	地中送電ケーブル、電力ケーブル
4 リアクトル	電流の位相調整に使用する機器で、銘板等によりリアクトルと判別出来る機器	17 変圧器油 (トランス油)	変圧器から抽出した油
5 放電コイル	銘板等で放電コイルと判別出来る機器、放電コイル、放電用輪線	18 柱上変圧器油 (柱上トランス油)	柱上変圧器から抽出した油
6 整流器	交流を直流に変える機器で、銘板等により整流器と判別できる機器	19 コンデンサー油	コンデンサーから抽出した油
7 コンデンサー (3kg 以上)	高圧コンデンサー、低圧蓄電器	20 熱媒体油	熱媒体用のPCB油
8 コンデンサー (3kg 未満)	小型コンデンサー、照明用コンデンサー	21 その他PCB を含む油	PCBを含む油、絶縁油、PCB含有廃油など
9 サージアブソーバー	サージアブソーバー、雷吸収用コンデンサー	22 感圧複写紙 (※)	(旧)ノーカーボン紙、感圧複写紙、廃感圧紙
10 蛍光灯用安定器	照明用安定器、安定器	23 ウェス (※)	ウェス及びウェス類似の物品と明確に判別できるもの
11 水銀灯用安定器	水銀灯用の安定器	24 汚泥 (※)	汚泥、PCB含有土、PCT
12 ナトリウム灯用安定器	ナトリウム灯安定器、低圧ナトリウム灯器具	25 塗膜 (※)	塗膜くず、塗料くず
13 安定器 (用途不明)	用途不明の安定器	26 その他 (※)	上記以外のPCB汚染物等。()内に具体的に記述してください。

(注1) コンデンサーの小型機器と大型機器の区分

高濃度 PCB のコンデンサーは、小型 (3kg 未満) と大型 (3kg 以上) の区分を廃棄物の種類の後に記載してください。

(注2) 濃度区分について

届出様式の濃度区分欄に「高濃度」「低濃度」「不明」のうち該当するものを記入してください。

高濃度 PCB 廃棄物…PCB 濃度が 5,000mg/kg を超えるもの

低濃度 PCB 廃棄物…PCB 濃度が 0.5mg/kg を超え、5,000mg/kg 以下のもの

※令和元年12月20日の法令改正により、表の22～25の廃棄物及び26のうち可燃性のもの(木くず、繊維くずなど)は、PCB濃度が0.5mg/kgを超え、100,000mg/kg以下のものは低濃度PCB廃棄物、100,000mg/kgを超えるものが高濃度PCB廃棄物となります。